

仕様書

1. 件名

スマートOCR（SDクラウドサービス）の調達

2. 目的

発注者が大量の書類についてデータ化を行うため、スマートOCR（以下、「AIOCRサービス」という）を調達する。

3. 業務内容

受注者は、発注者に対して、インターネット経由で、WEBブラウザ等により、AIOCRサービスを提供すること。

4. 履行期間

2026年6月1日から2028年3月31日まで

5. 提供情報・サービスの範囲・要件等

受注者が提供するAIOCRサービスは、履行期間中、以下の条件に対応すること。

なお発注者は、以下（1）から（4）に記載の数量を規定数量として、規定数量を超過して利用することができるものとする。

（1）OCR変換枚数は年度ごとに、2026年度30,000枚、2027年度36,000枚とする。

（2）履行開始時のサポートチケットが20枚あること。

（3）10個のユーザIDを付与すること。

（4）4つのグループを作成できること。

（5）NEDOが2025年3月4日より利用しているAIOCRサービスにおけるテンプレートを引き継げること。

6. 情報管理体制

（1）受注者は、本業務で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報取扱者名簿」（氏名、所属部署、役職、国籍等が記載されたもの）及び「情報管理体制図」（情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面）を契約前に提出し、発注者の同意を得ること。また、情報取扱者の個人住所、生年月日、パスポート番号を発注者から求められた場合は、速やかに提出すること。なお、情報取扱者は、本業務の遂行のために最低限必要な範囲で設定すること。

（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等を行った一切の情報が、発注者が保護

を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

(2) 本業務で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

(3) (1) の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、あらかじめ発注者へ届出を行い、同意を得ること。

(4) (1) から (3) までについては提供サービスの管理会社についても同様の対応を行うこと。

7. 情報セキュリティ

(1) 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を参照し、適切なセキュリティ対策を講じること。

8. 履行完了後の情報の取扱い

発注者が提供した資料又は発注者が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、発注者の指示に従うこと。提供サービスの管理会社についても同様の対応を行うこと。

9. その他

(1) 本業務の精算は、別表「利用単価表」の各項目の単価に、それぞれの実績数を乗じて算出した費用を合算して支払うこととする。

(2) 受注者は適格請求書発行事業者である場合、発注者に対し適格請求書を交付すること。

(3) 仕様がない事項又は仕様について生じた疑義については、発注者と協議のうえ解決すること。

利用単価表

項番	項目	単位	単価（税抜）
1	AIOCR サービス		
	（うち 2026 年度分）	一式	円
	（うち 2027 年度分）	一式	円
2	OCR 変換枚数（規定数量超過分）		
	（うち 2026 年度分）	100 枚	円
	（うち 2027 年度分）	100 枚	円
3	サポートチケット（規定数量超過分）		
	（うち 2026 年度分）	10 チケット	円
	（うち 2027 年度分）	10 チケット	円
4	ID 数（規定数量超過分）		
	（うち 2026 年度分）	1ID	円
	（うち 2027 年度分）	1ID	円
5	グループ数（規定数量超過分）		
	（うち 2026 年度分）	1 グループ	円
	（うち 2027 年度分）	1 グループ	円

※規定数量については、5.（1）から（4）に示す各数量とする。

※消費税及び地方消費税は別途加算する。

ただし、加算金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。